

令和8年度版

進路のてびき



大阪府立茨木支援学校

〒567-0067 茨木市西福井4丁目5-5

電話 072-643-6951

FAX 072-643-2776

目次

はじめに

- ◆進路のてびきについて・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- ◆茨木支援学校進路指導方針・・・・・・・・・・・・P3

進路先の情報に関するページ

- ◆卒業後の進路先・・・・・・・・・・・・・・・・P4～7
- ◆卒業後の進路先およびキャリア形成のイメージ・・・・・・・・P8

進路指導の流れに関するページ

- ◆進路指導3年間の流れ・・・・・・・・・・・・P9
- ◆就職までの流れ・・・・・・・・・・・・P10～12
- ◆進路指導1年間の主な行事・・・・・・・・・・・・P13～18

福祉サービスに関するページ

- ◆障がい福祉サービスの利用について・・・・・・・・P19～23
- ◆相談支援について・・・・・・・・・・・・P24

その他

- ◆卒業後の重要な手続き・・・・・・・・・・・・P25～P26
- ◆福祉サービス利用や進路、手帳に関する相談の窓口・・・・・・・・P27～P30
- ◆就労に関する相談窓口や職業能力開発校・・・・・・・・P31～P32
- ◆障がい者手帳について・・・・・・・・・・・・P33

地域の事業所に関するページ

P34～

- ◆茨木市・・・・・・・・・・・・No.1～No.40
- ◆高槻市・・・・・・・・・・・・No.41～No.57
- ◆摂津市・大阪市・吹田市・箕面市・・・・・・・・No.58～No.74

「進路のてびき」について

この「進路のてびき」には、高等部での進路の流れや進路の行事などに関する説明や、高等部卒業後の進路を考えるうえで参考となるような資料や地域の事業所についての資料が掲載されています。このてびきをもとに早期から地域の福祉事業所や障害者職業能力開発校などをたくさん見学して頂き、卒業後の生活のイメージをつくっていただければと考えています。

また、在校中の福祉サービスの利用に関する相談先や利用の方法、福祉サービスを利用するための障がい者手帳の申請に関すること、卒業後の手続きなどについても書かれています。早い時期から積極的に福祉サービスを利用し、卒業後の進路へつなげていただければと思います。

進路選択に向けて

① 本人の気持ち、希望を大切にす

「〇〇〇がしたい」「〇〇〇になりたい」という夢や希望を大切にしていく。

② 保護者の協力

就労・福祉サービス利用に関わらず通勤練習や送迎等、保護者の協力が不可欠です。事業所見学会、体験会、進路説明会等へ積極的に参加して、その情報を本人、保護者で共有し実習先、進路先を決定していく事が大切です。

③ 各関係機関(各市福祉事務所、就業・生活支援センター、相談支援事業所等)との連携

日中活動の場は卒業後になりますが、在学時にも放課後等デイ、短期入所(ショートステイ)、日中一時支援事業(日帰りショートステイ)、移動支援(ガイドヘルパー)等を利用するケースがあると思います。進路先の福祉事業所と同じ法人が運営を行っているケースも多いですので重要な情報を知ることが出来ると思います。本人の状況を知って頂くにはとてもよい機会です。

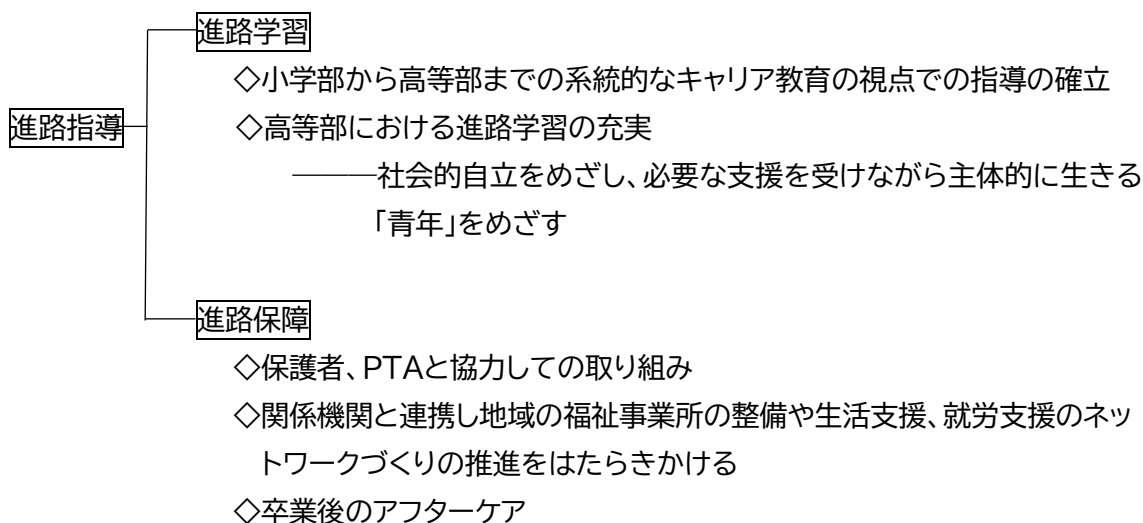
茨木支援学校進路指導方針

茨木支援学校では、進路指導とは下に示す3つの取り組みの総称であると考えています。

- ① 生徒一人一人の社会的自立をめざし、卒業後の生活において心身ともに質的に豊かな生活(QOL=クオリティ・オブ・ライフ)がおくれるよう学校、保護者、関係機関が連携してその実現をめざす、協働の取り組み。
- ② 生徒自身、あるいは保護者が卒業後の生活への見通しや目標を持ち、生徒自ら進路先を選択できる力をつけていけるよう指導、支援する取り組み。
- ③ 生徒一人一人のニーズに応じて、地域の中で「生活する場」や「はたらく場」が利用できるよう福祉サービスの整備や生活の支援を行う諸機関との繋がりを作ったり、一般企業での障がい者雇用の拡大や就労を定着していけるよう支援体制の確立をしたりするなど、ネットワークをつくり、卒業後一人一人にあった生活の場が提供できるようにする取り組み。

上記①～③の取り組みを行うために、次のことに重点を置いて進路指導に取り組んでいます。

- ① 卒業後どんな「場」でどんな力を伸ばしていったらよいか、生徒それぞれの課題や要求(ニーズ)を踏まえ「卒業後の生活の場(進路先)」を選んでいけるよう支援します。
- ② そのために、児童生徒への指導の充実を図り、卒業後の生活に向けて必要な力となる「生活の力」「学ぶ力」「はたらく力」「人とかかわる力」「余暇を楽しむ力」「自己決定する力」など社会の中で主体的にたくましく「生きる力」を育てます。
- ③ 保護者や関係機関と連携して進路保障に向けた多様な取り組みを行います。



卒業後の進路先

福祉事業所	介護給付	生活介護	様々な身近自立に関する支援（創作的活動・生産活動の機会の提供や、入浴・排せつ・食事の介護等）を行います。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 原則24か月利用できます。
		就労移行	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。 原則24か月利用できます。
		就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会や生産活動などの機会の提供し、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶ A 型と、そうでない B 型があります。
職業能力開発校	学校によって、学科・コースは様々です。 実際の作業を通して、企業就労に必要な基礎能力と社会人としてのマナーなどを身につけ、企業就労を目指します。入校には試験があります。		
企業就労	障がい者雇用促進法に基づき、障がいのある方に対して理解のある企業に就労します。		
進学	各種専門学校・大学・短期大学等へ進みます。		

それぞれの詳細は、次ページ以降を参照してください。

障害福祉サービスを利用した進路先

※令和8年3月現在

生活介護

入浴・排泄・食事・医療的ケアなどの支援が必要な人に、それぞれのニーズに応じた支援を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。この支援は障がい支援区分3以上の人を対象となり、区分2以下の人は利用できません。

最近では生産活動に取り組み、工賃が発生している事業所が増えています。創作的活動と生産活動の割合は、事業所によって異なるので確認が必要です。

医療的ケアに対応した事業所も増えてきていますが、看護師の配置や可能なケアの範囲等、事業所によって異なります。

利用年限はありません。

自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。施設に入所する、宿泊型自立訓練もあります。自立訓練と就労移行支援を組み合わせると4年で就職を目指す場合や、自立訓練利用後に就労継続支援のサービスを受け、就労に向けた準備を続けていく場合などがあります。利用年限は2年（24か月）です。

就労移行支援

一般企業などへの就労を目指す人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練と就職活動を行います。利用年限は2年（24か月）ですが、就職への準備が整えばそれより早く就職となる場合もあります。

就労継続支援(A型＝雇用型、B型＝非雇用型)

現段階では一般企業などで就労が困難な人に働く場を提供するとともに、将来の就労をめざした知識や能力の向上に必要な訓練を行います。A型は福祉サービスの側面を持ちつつ、雇用契約を結ぶので原則として最低賃金が保障されています。B型は非雇用型なので、最低賃金は保障されていませんが、事業所によってさまざまな特色を持つ作業を行っています。利用年限はありません。

※卒業後、すぐに就労継続支援の事業所を利用する場合、在学中に就労選択支援を実施できる事業所を利用して、アセスメントを受ける必要があります（就労選択支援）。

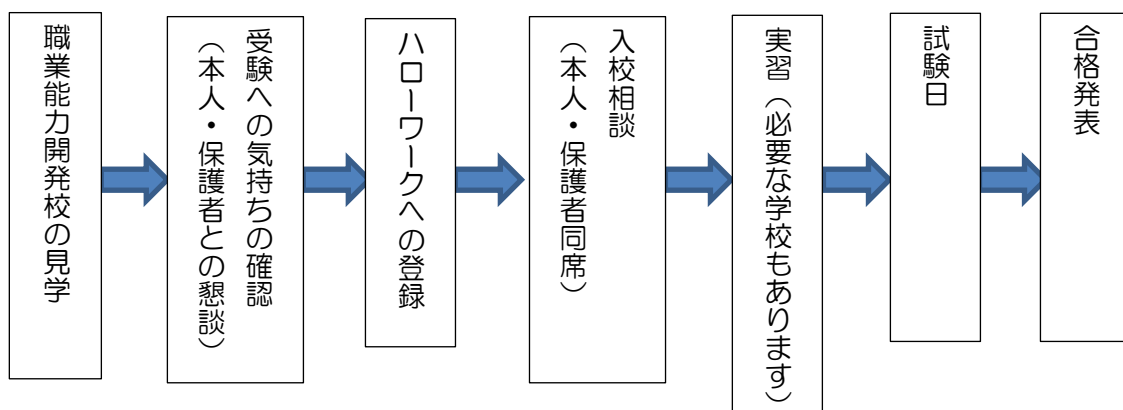
福祉サービス以外の進路

職業能力開発校(ハローワーク管轄)

大阪府下にある12の職業能力開発校、特別委託訓練施設、高等職業技術専門校を受験して1年間の訓練期間を経て、就職をめざします。1年間の訓練のうち、後半は職場実習が中心になってきます。夏の見学会等を利用して3年生になるまでに見学をしていただくと、スムーズに準備を進めることができます。試験は12月ごろに行われ、学科試験・面接試験・体力検査などがあります。申し込みができるのは1校のみです。不合格になっても、追加募集があればもう一度応募することができます。

障がいのある方対象の科目は、それぞれ対象となる人が学校ごとに募集されます。それぞれの障がいに応じた手帳が必要となります。例えば、**摂津市障害者職業能力開発センター(せつつくすのき)**や**大阪INA職業支援センター**の受験には療育手帳が必要です。授業料、入校考査料、入学金などはありませんが、実習で使う教材や作業着などの自己負担があります。

訓練科目は木工や園芸など訓練校によって様々ですが、共通のねらいは特別な技能を身につけることではなく、職業人としての基礎・常識を学ぶことです。例えば、仕事に対応できる体力づくり、社会での習慣を知ること、上司や同僚との対応、人間関係の構築などを身につけることなどです。期間は1年間というところが多く、卒業後ただちに就職できることをめざして訓練や実習を受けていきます。



進学

本校高等部を卒業すると、「特別支援学校高等部卒業」という資格になります。一般的な「高卒」(高等学校卒業)ではありませんが、「高卒」と同様に大学入学資格は得られます。ただし、大学入学資格はあっても大学受験資格があるかどうかは、大学側が定めることになっています。そのため、大学への個別の確認が必要となります。なお、「高卒認定」(旧・大検)も「高卒」ではなく、試験を受けて認定されると大学入学資格がもらえるというもので

す。そのため、支援学校高等部を卒業してすでに大学入学資格を得ている場合には、「高卒認定」の試験を受けることができません。また、支援学校高等部を卒業すると高等学校へ入学しなおすこともできません。

大学・短大・専門学校への進学を考えている方は、できるだけ早くその意向を学校へお知らせください。

就職(ハローワーク管轄)

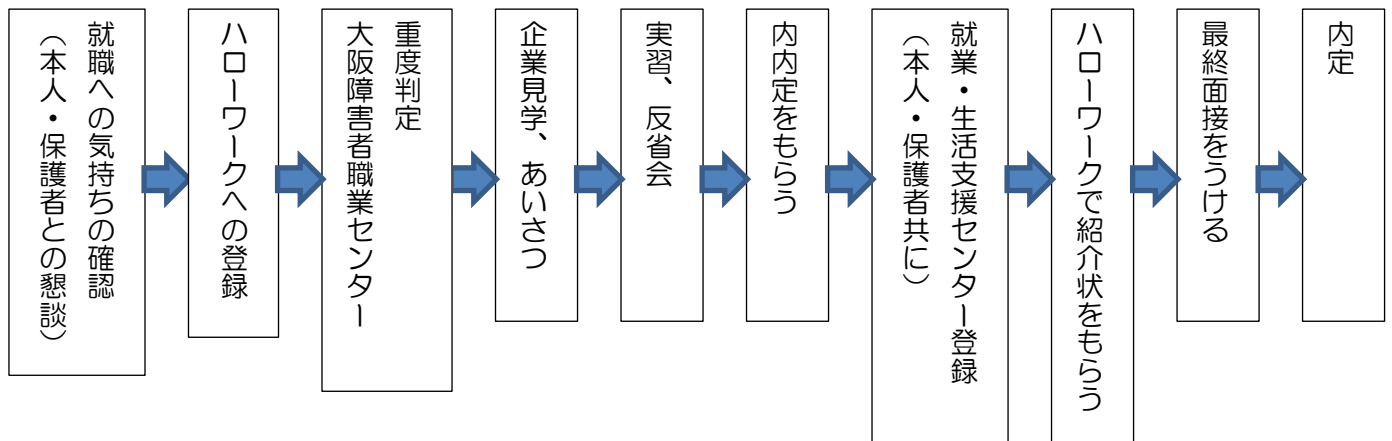
本人と保護者がともに就職を希望する場合、進路担当・担任との懇談で意思確認をします。就職に向けての見学、就労体験実習などは2年生から多く入ってきます。就職については、1回の実習で採用が決まることは難しく、様々な会社で実習を行うため、進路決定が遅くなることもよくあります。本人の就職への強い気持ちと、実習にかかる交通費などの金銭面、精神面での保護者の方の協力が不可欠です。

一般的に知的障がい者の採用基準としては、

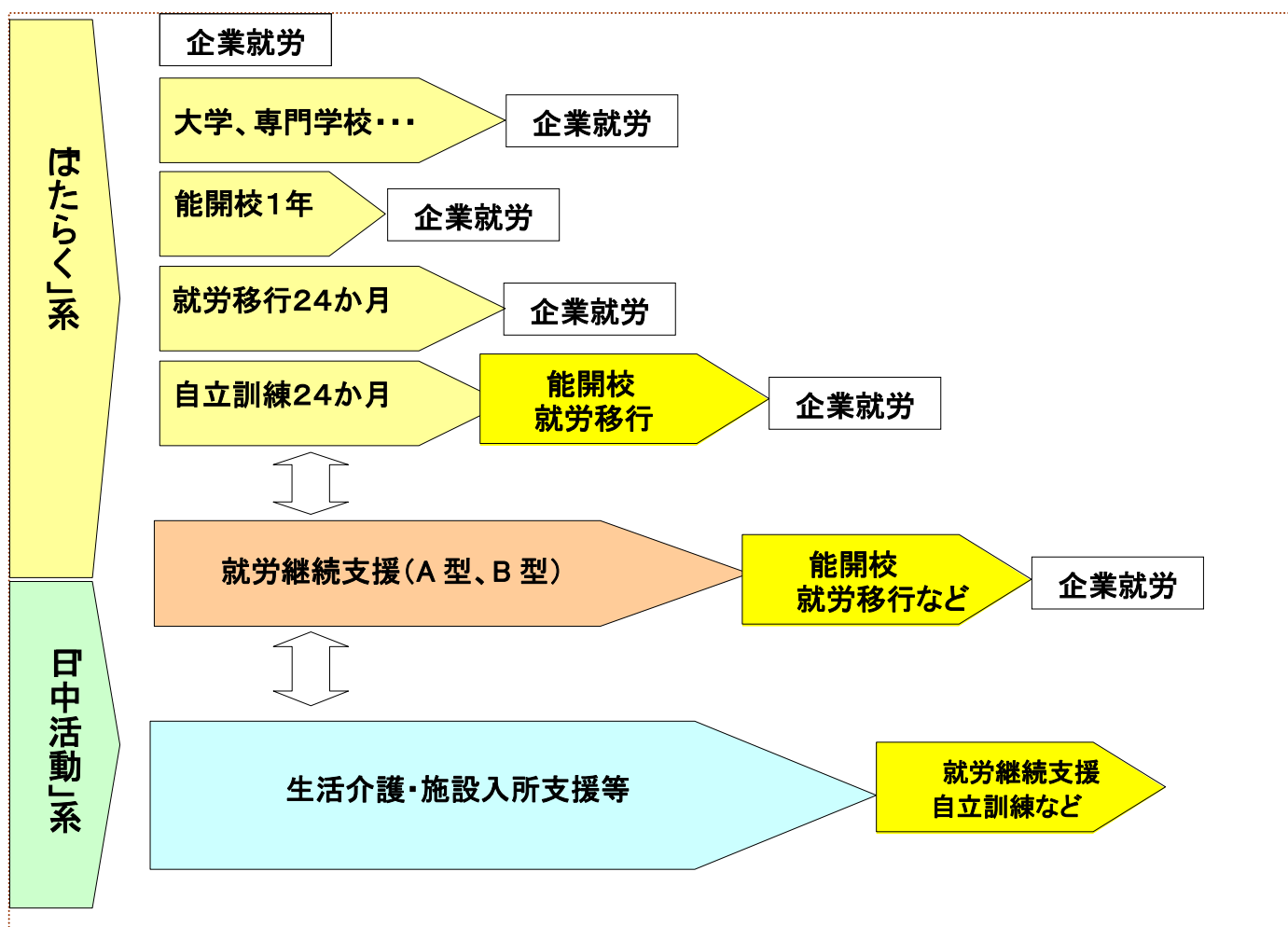
- 本人に働く意欲、働きたいという強い気持ちがあること。
- 体力、作業能力があること。
- 規則正しい生活を送ることができること。
- チームワークを保つ協調性があること。
- 家族の支援、バックアップが十分にあること。

以上を充たしていることが必要であるとよく言われています。

その上で、本人が「どんな仕事をしたいのか」「手先の器用さや、集中力はどうか」「対人関係はどうか」「どの程度まで通勤が可能か」など、自分の希望や自分の今ある状況をしっかりとらえておくことが必要です。就労先は、公共職業安定所(ハローワーク)と学校が協力して探します。希望に合う会社が見つければ、1～2週間程度の職場実習を行います。実習後「本人がそこで働きたい」「会社が雇いたい」と、お互いの気持ちが一致すれば、ハローワークの担当者と学校を交えて、給料や休みなどの労働条件を確認し、就労先を内定します。



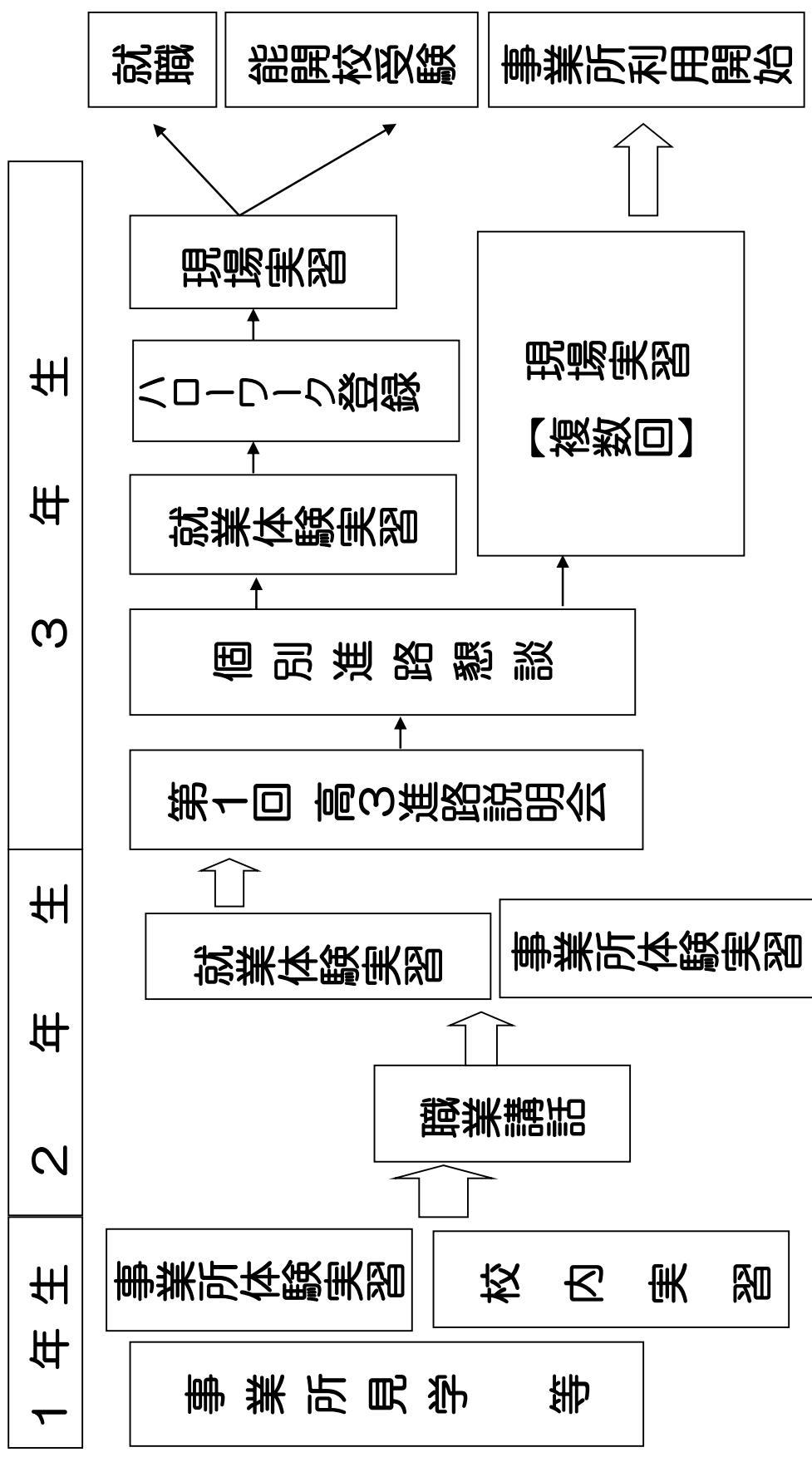
卒業後の進路先およびキャリア形成のイメージ



- ◆ 卒業後の進路は、大きく分けて「はたらく」系と「日中活動」系に分かれます。「はたらく」系では、卒業後すぐに就職する場合や、能力開発校や就労移行支援といった職業訓練の場で就労の意欲や能力を高めてから就職活動を行う場合など、いくつかのステップが考えられます。最近では自立訓練と就労移行支援を組み合わせた、4年かけての就職も希望が増えてきています。スモールステップで無理のない計画を立てることが大切です。
- ◆ 「日中活動」系では、訓練等給付の就労継続支援 A 型・B 型、介護給付の生活介護等の福祉サービス利用があります。市の指定管理事業所や社会福祉法人等が運営している福祉事業所での活動がほとんどです。本人の障がい、発達に応じた活動場所を選択することが大切です。

そこで → 卒業後の生活に向けて、中長期的なイメージをもちましょう

進路指導3年間の流れ(概要)



【事業所見学会につきましては、感染拡大防止のため、近年は動画配信や資料の配布等で実施しています。進路に向けて3年生対象の見学会は、少人数または個別で随時行っています。】

◆毎年12月に、卒業生による進路講話を実施していましたが、近年はジョブの授業等で動画視聴を行っています。

就職までの流れ

1年生

	内容	時期
1	選択コース説明会	6月
2	コース希望調査	6月下旬
3	1学期末保護者懇談	7月上旬
4	実態把握(学校生活の様子) 基本的な生活習慣や授業への参加の様子等を確認します。	10月
5	職業基礎コース担当教員面談 生徒本人の、職業基礎コースや就職の意志を確認します。	10、11月
6	准校長面接 生徒本人の職業基礎コースや就職の意志を確認します。	10、11月
7	体験実習 長時間の立ち作業を通して、実習に耐えられる体力と心の強さがあるかを確認します。	11月
8	2学期末保護者懇談 2年生を職業基礎コースとして迎えるにあたっての確認をします。	12月上旬
10	コース決定通知	1月
11	自主通学の準備 保護者に協力していただき、公共交通機関利用の練習をします。	1月～
12	作業服(学校指定)等の購入	2月、3月

2年生

	内容	時期
1	自主通学の開始	4月
2	アビリンピック喫茶部門に出場	6月
3	事業所体験実習、企業体験実習(1～2週間×2、3回) 企業見学(1～2回) 外部講師による授業(2回)	7月～随時
4	保護者懇談 保護者、担任、進路担当で3年生に向けて実習等の振り返りをします。	12月、3月

3年生

	内容	時期
1	企業体験実習、採用を前提とした実習、面接 希望する業種を中心に随時実習、面接に臨みます。決まるまで何社も挑戦します。	4月～随時
2	ハローワーク茨木にて求職登録	7月
3	大阪障害者職業センターにて職業(重度)判定 対象者は保護者同伴のもと堺筋本町にあるセンターで判定を受けます。	7月～
4	職業能力開発校の願書締め切り 進路変更する場合は、この時期が目安です。試験は12月頃。	10月
5	茨木・摂津障害者就業・生活支援センターにて登録 就職希望者は、就職後のアフターフォロー等を受けるために保護者同伴のもと登録をします。(居住地によっては、登録先のセンターが変わります。)	2月
6	就職前の実習 内定後、職場に慣れるために実習に行く場合があります。	2、3月
7	卒業式	3月
8	入社	3月～

※1 1、2年時の体験実習・アビリンピックへの参加は、状況により延期や中止の場合があります。

就職に関する用語解説

(1) 法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律により、一般企業は従業員40人以上の企業は2.7%、公共機関等は2.8%の障害者の雇用義務が定められています。

(2) 重度判定

企業の障がい者雇用における「雇用率の算定」や各種「助成金」等の助成を受ける際に、障がいをもつ人が「職業的重度」か否かの判定が必要になります。本校では、就職を希望する生徒は高3の7月以降に「大阪障害者職業センター」で判定を受けることとなります。

※参考〈法定雇用障がい者数の算定〉

雇用形態	障がい者※	算定数
常用労働者 (30時間以上)	重度身体障がい者・重度知的障がい者	1人を2人として計算
	身体障がい者・知的障がい者・ 精神障がい者	1人を1人として計算
短時間労働者 (20時間以上30 時間未満)	重度身体障がい者・重度知的障がい者	1人を1人として計算
	身体障がい者・知的障がい者	1人を0.5人として計算
	精神障がい者	1人を0.5人または1人として計算

※この場合の「重度」は、重度判定により「職業的重度」と判定された場合を指します。

(3) 特例子会社

企業が障がい者雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしていると認定を受けた場合、特例としてその子会社に雇用されている障がい者を親会社に雇用されているとみなして実雇用率(法定雇用率)を算定できます。また親会社と関連する企業グループについても算定が適用されるとしています。特例子会社は全国的に増えており、令和7年12月現在631社となっています。

(4) 就業・生活支援センター

卒業後の生活支援や就業支援(就労中の相談への対応等)をすところす。おおよそ人口30万人圏域に1か所設置され、茨木市と摂津市は「茨木・摂津障害者就業・生活支援センター」、高槻市と島本町は「高槻障害者就業・生活支援センター」が担当となります。地域によって略称が異なり、大阪府では「就ボツ」、他府県では「なかボツ」と呼ばれています。企業訪問や面談による職場定着に向けた支援や、離職者への就職活動の支援などを行います。

進路指導 1年間の主な行事

月	全体に関わるもの	福祉関係	就労関係
4	進路アンケート(3年)提出 第1回高3進路説明会 1・2年生セルフ見学	市別懇談会(3年)→来校不可 の場合、動画配信または資料配 布	企業見学・実習打ち合わせ (3年)
5	進路個人懇談(3年)	事業所見学(随時 個別対応可)	
6	3年生事業所見学(個別) 1・2年生事業所見学(日時設定あ り)		2・3年生就業体験実習 開 始
7	3年生事業所実習	事業所体験実習(随時 3年)	ハローワーク等登録(3 年)
8			能開校体験入校(3年)
9	2年生事業所実習(以降、随時)		
10			就職面接・現場実習(3年)
11			
12	卒業生による進路講話(動画視 聴)		能開校試験(前期)
1	校内実習(1年) 1・2年生セルフ見学	事業所利用のための面接・実習	
2	第2回高3進路説明会	事業所利用決定、申請手続き	能開校試験(後期)
3	高1・2進路説明会・事業所説 明会	各市より受給者証発行、事業所 との契約、計画相談	能開校試験(二次)

◇高3進路説明会

第1回(4月):

進路指導の概要の説明や、在住市の障害福祉課による市別懇談会を実施します。

第2回(2月):

卒業後の相談や支援、年金申請、同窓会、自立活動等に関する説明会を実施します。

◇進路個人懇談

高3の1学期に学校で実施します。進路希望を基に、今後の計画等について話し合います。

◇卒業生による進路講話

12月に実施します。卒業生を講師に招き、進路に関する話をさせていただきます。

(近年は動画視聴)

◇事業所見学会

- 1・2年生は日時設定された見学会を実施する予定です。積極的に参加してください。
- 1・2年生は7月から10月までの期間を除き個人で事業所見学をしてください。
- 3年生につきましては、進路個人懇談の後、個別の見学を随時受け付けています。

◇高1体験実習(1月以降から)

高1では、1人1回、学校が指定した中から選択して事業所または企業の体験実習に参加します(ただし、職業基礎コースはこれに限りません)。実習先は希望アンケートを取った上で調整します。

◇高2体験実習(普通課程は6月以降から、生活課程は10月以降から実施)

高2では、1人1回、事業所または企業の体験実習に参加します(ただし、職業基礎コースはこれに限りません)。実習先は希望アンケートを取った上で調整します。

◇高3進路実習

高3では回数に上限無く、実習を行います。1度で決める人もいれば、何度も実習を行う人もいます。生活介護事業所での実習には担任が付き添いますが、利用を前提とした実習の際は担任の付き添いがありません。

※ただし、実習先への送迎については保護者の方でお願いいたします。また、医療的ケアの必要な生徒については保護者の付き添いも必要になってきます。

◇就労を目指す場合

就労を目指す場合、交通費や保険等の関係で保護者の協力が必要不可欠となります。必要に応じて経路練習等もお願いしています。ご協力よろしくお願いいたします。

◇区分認定調査

卒業後に生活介護のサービスを利用する場合、障害支援区分をとっていただく必要があります。そのための認定調査を、卒業までの間に随時行います。

進路指導 1年間の主な行事（高等部1年）

月	全体に関わるもの	福祉関係	就労関係
4	セルフ見学（4月～6月）		
5	第1回高1・2進路説明会		
6			
7	1・2年生事業所見学 (日時設定あり)		
8			能開校体験入校（日程相談）
9		体験実習希望アンケート	
10			
11	セルフ見学（11月～3月）		
12	卒業生による進路講話（動画視聴）		
1	事業所体験実習 (1月～3月)	事業所体験実習 (1月～3月)	
2			
3	高1・2事業所説明会		

※7月から10月セルフ見学を控えていただく期間です。

進路指導 1年間の主な行事（高等部2年）

月	全体に関わるもの	福祉関係	就労関係
4	セルフ見学（4月～6月）		
5	第1回高1・2進路説明会		
6		体験実習希望アンケート（普通課程）	2・3年生就業体験実習開始
7	1・2年生事業所見学 （日時設定あり）		
8			能開校体験入校（日程相談）
9		体験実習希望アンケート（生活課程）	
10			
11	セルフ見学（11月～3月）		
12	卒業生による進路講話 （動画視聴）	事業所体験実習 （12月～3月）	
1			
2			
3	高1・2事業所説明会		

※7月から10月セルフ見学を控えていただく期間です。

進路指導 1年間の主な行事（高等部3年）

月	全体に関わるもの	福祉関係	就労関係
4	進路アンケート（3年）提出 第1回高3進路説明会	市別懇談会（3年）→来校不可の場合、動画配信または資料配布	企業見学・実習打ち合わせ（3年）
5	進路個人懇談（3年） ↓	事業所見学（随時、個別対応可）	
6	3年生事業所見学（個別） ↓		3年生就業体験実習 開始 職業講話（3年）
7	3年生事業所実習 ↓	事業所体験実習（随時、3年） ↓	ハローワーク等登録（3年）
8			能開校体験入校（日程相談）
9			
10			就職面接・現場実習（3年）
11			
12	卒業生による進路講話（動画視聴）		能開校試験（前期） ↓
1		事業所利用のための面接・実習	
2	第2回高3進路説明会	事業所利用決定、申請手続き	能開校試験（後期） ↓
3		各市より受給者証発行、事業所との契約、計画相談	能開校試験（二次）

◇高3進路説明会

第1回（4月）：進路指導の概要の説明や、在住市の障害福祉課による市別懇談会を実施します。

第2回（2月）：卒業後の相談や支援、年金申請、同窓会、自立活動等に関する説明会を実施します。

◇高1・2進路説明会

第1回（5月）：進路指導の概要の説明

◇卒業生による進路講話

12月に実施します。卒業生による進路講話を実施していましたが、近年はジョブの授業等で動画視聴を行っています。（生徒対象）

◇進路個人懇談

高3の1学期に学校で実施します。進路希望を基に、今後の計画等について話し合います。

◇事業所見学会

1・2年生は日時設定された合同見学会を実施する予定です。積極的に参加してください。また、7月から10月までの期間を除き、ご家庭で見学をしていただいても構いません。見学に行く予定が決まれば学校にお知らせいただきます。見学後の感想などで実施できたかどうかを報告していただきます。報告用紙をお渡しします。

※3年生につきましては、進路個人懇談の後、個別の見学を随時受け付けています。

◇高1体験実習（1月～3月）

より多くの進路選択の機会を提供するため、高1での体験実習を設定します。事前にアンケートを取り、体験実習を希望した生徒は学校から指定した福祉事業所で実習を行います。ただし希望制ですので、高1で必ず実習に参加する必要はありません。体調面など考慮して適切な時期に体験実習を行うようにしてください。

◇高2体験実習（11月～）

高2では、1人1回、事業所または企業の体験実習に参加します（ただし、職業基礎コースはこれに限りません）。実習先は希望アンケートを取った上で調整します。

◇高3進路実習（7月～）

高3では回数に上限無く、実習を行います。1度で決める人もいれば、何度も実習を行う人もいます。生活介護事業所での実習には担任が付き添いますが、利用を前提とした実習の際は担任の付き添いがありません。

◇就労をめざす場合

就労をめざす場合、交通費や保険等の関係で保護者の協力が必要不可欠となります。必要に応じて経路練習等もお願いしています。ご協力よろしくお願いたします。

◇区分認定調査

卒業後に福祉事業所を利用する場合、障害支援区分をとっていただく必要があります。そのため認定調査を、卒業までの間に随時行います。

福祉サービスを利用する場合の活動例

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	進路説明会	進路個人懇談	個別事業所見学	事業所実習			(20ページ参照) 相談支援員導入				サービス利用申請	担当者会議・利用契約
		地域の相談支援員との顔合わせ(外 部の方が来校不可の場合は、懇談に て保護者に情報提供)		就労継続支援を利用する場合はアセ スメント実習を実施			進路先が決定次第随時					

障がい福祉サービスの利用について

18歳の誕生日、もしくは高等部卒業（3月）までは、制度上障がい児の支援（放課後等デイサービスなど）を利用することができます。18歳の誕生日から障がい者のサービスに切り替えることができますが、その場合障がい児のサービスは終了することになります。一般的に本校の卒業生は、高等部在学中は障がい児のサービスを利用し、卒業後は障がい者のサービスを利用しますが、どの時点から障がい者のサービスを利用できるのかは市町によって異なります。

障がい者のサービスを利用開始できるタイミング

- 茨木市：卒業後の4月1日以降
- 高槻市・摂津市・島本町：卒業式の翌日以降随時

在学中に利用できる福祉サービス(代表的なもの)

①放課後等デイサービス

授業の終了後または休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの支援を受けることができます。

学校まで送迎が来て、帰りは自宅まで送ってもらえる場合がほとんどです。

②日中一時支援(日帰りショートステイ)

性質は放課後等デイサービスとほぼ同じですが、こちらは18歳以降も利用可能です。

③短期入所(ショートステイ)

家庭で一時的に介護ができない場合などに、短期間、夜間も含めて施設などで入浴、排せつ、食事など必要な介護を行います。

④移動支援(ガイドヘルパー)

円滑に移動できるよう、支援が必要な方の移動を支援する事業です。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出に利用可能です。

以下の場合には利用できません。

- ・通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出
- ・通年かつ長期にわたる外出
- ・社会通念上適当でない外出

⑤居宅介護(ホームヘルプサービス)

自宅で、入浴や排せつ、食事などの日常的な介護を提供します。

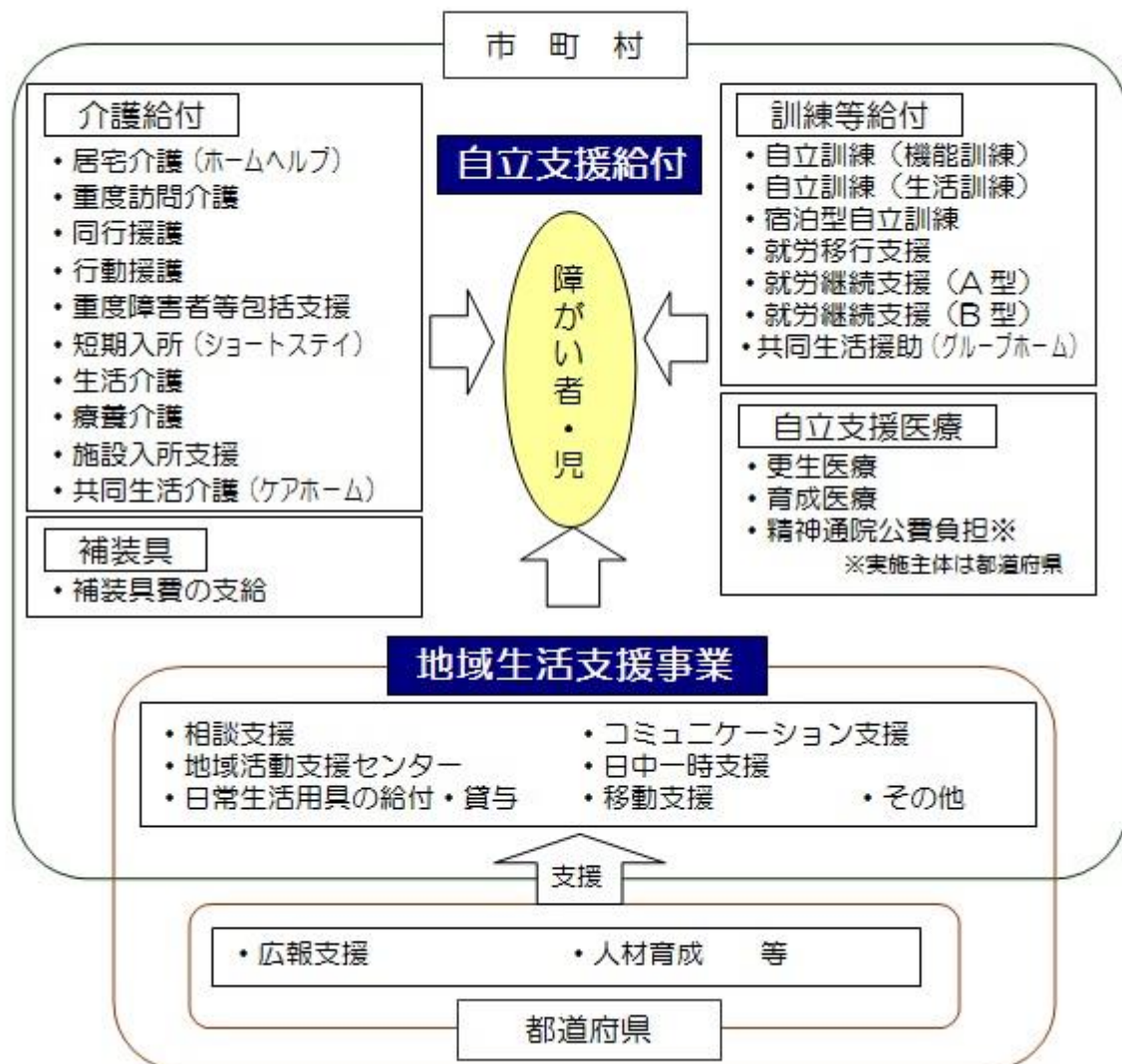
身体介護：食事介助、入浴の介助、排せつの介助、通院・外出の介助など

家事援助：洗濯、調理、買い物、掃除など

障がい者支援について(18歳以上)

以下のサービスを利用するためには、市町村へ申請手続きを行い、障がい支援区分の認定(介護給付・訓練等給付の共同生活援助で介護を伴う場合)、支給決定を受けたうえで、指定事業者・施設等との契約や指定医療機関での受診を行っていただくこととなります。障害支援区分により利用できるサービスや支給決定の流れは、18・19ページをご覧ください。

障害者総合支援法による「総合的な支援サービス」の全体像



《備考》

①共同生活援助(グループホーム)

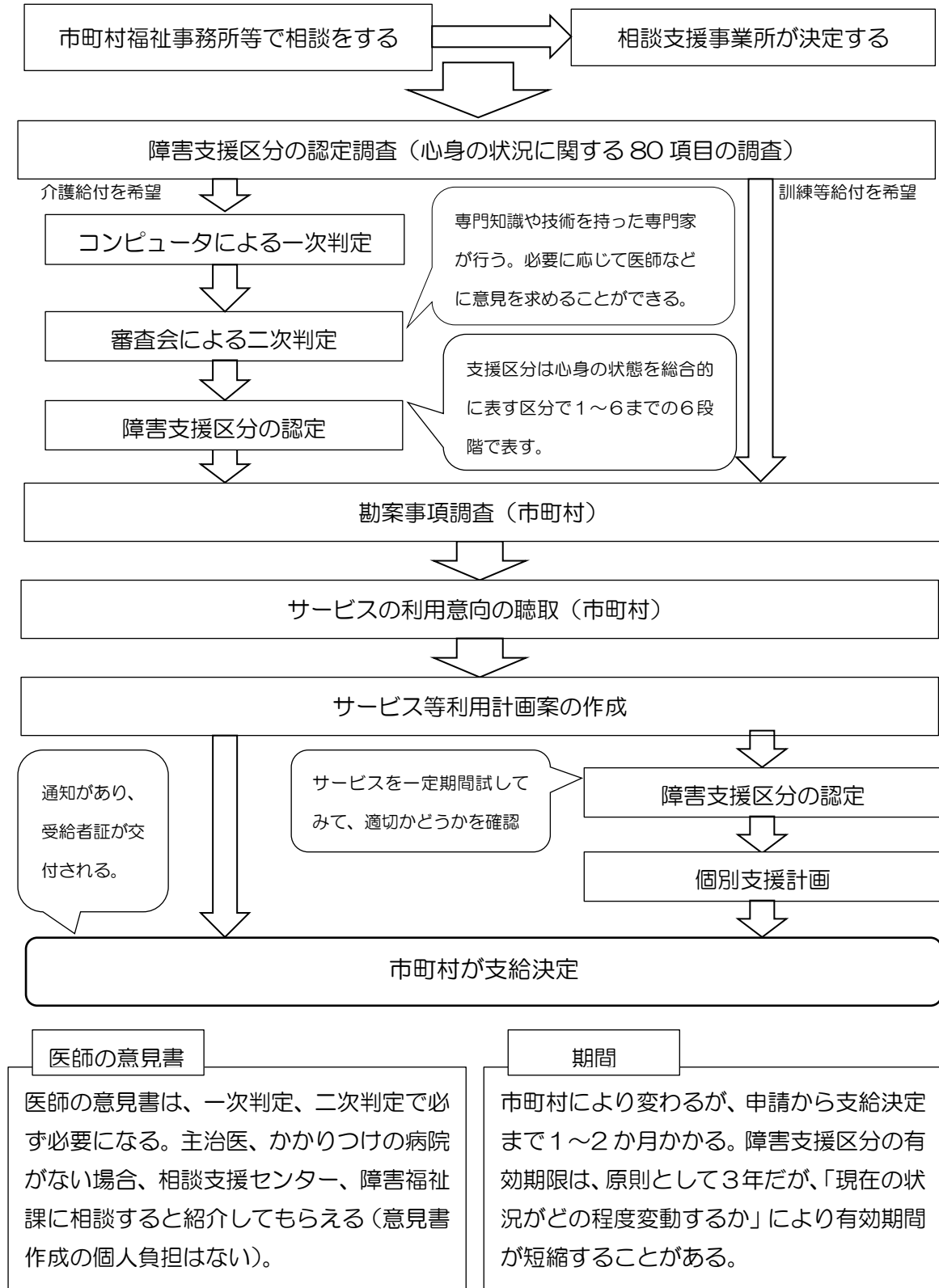
障がいのある人が3～7人程度のグループで家やマンションを借り、地域で暮らしていくための支援です。世話人に食事の用意などの手助けをしてもらいますが、一人ずつのプライバシーを尊重しながらメンバーで協力して生活をしていきます。

②就労定着支援

企業・自宅等への訪問や本人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導/助言等の支援を実施します。

障がい者福祉サービス利用の手順(支給決定まで)

障がい者支援区分の認定と支給決定のしくみ



相談支援について

◎相談支援専門員とは

支援が必要な方の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行います。相談支援専門員がいる所を、相談支援事業所とといいます。

◎相談支援専門員の役割

(1)相談

家庭生活や日中活動における困りごとや利用しているサービス等について担当の相談員と相談を行います。相談の結果、必要に応じてサービスの利用や解決窓口の紹介などを勧めてもらえる可能性があります。

(2)サービス等利用計画作成

福祉サービス（介護給付、訓練等給付）を利用するためにはサービス等利用計画を作成する必要があります。その作成業務を相談支援事業所が担当しています。

サービス利用開始後、定期的にサービス利用先に相談員が訪問し、本人やサービス提供事業所と懇談を行います。これをモニタリングといい、サービス受給に関しての問題点の有無や支援計画等についての確認を行います。

※サービス等利用計画は、自分で作成して提出することも可能です。これを、セルフプランといいます。セルフプランの場合、モニタリングは行われません。

◎相談支援事業所の選定

相談支援事業所の選定は、市町村によって異なります。詳細は個別にお知らせいたします。

※具体的な相談支援事業所は28ページ以降をご参照ください。

卒業後の重要な手続き

【障害基礎年金の申請】

20歳になると、障がいの程度に応じて障害基礎年金の受給を受けることができます。

◆手続き

- ①20歳の誕生日が過ぎたらすぐに、市町村の国民年金課に障がい者手帳を持参して、障害基礎年金申請関係の書類を受け取る。
- ②身体障がい申請する場合は障がいに応じた医療機関、療育手帳・精神保健福祉手帳の場合には精神保健指定医である精神科等の病院を予約して診察や面接、知能検査等を受けて所定の診断書に記入してもらう（初診確認のため「受診状況等証明書」が必要な場合もあります）。
- ③主に家族が意見書等に記入する。
- ④ 以上の書類を在住市町村の年金課に提出する。（本人名義の通帳が必要）
- ⑤ 審査の結果通知が届く。

障害基礎年金の金額

- 1級：年間約103万9千円／月額約8万6千円
- 2級：年間約83万1千円／月額約6万9千円

※障害基礎年金についての詳細は、高等部3年生2月に行う「第2回高3進路説明会」にて社会保険労務士から説明があります。

【療育手帳の更新】 →33ページもご参照ください。

- ① 更新期限の少し前に市役所から通知が送られてきます（だいたいの方は20歳の誕生日で更新です。その後は5年ごとです）。
※在住市によっては通知がない場合もございます。この場合、ご自身で更新期限を確認していただく必要がございます。詳細は在住の市町村へご確認ください。
- ② 市役所の障がい福祉課へ電話をかけて市役所へ行く日時の予約をとります。
- ③ 予約した日に、通知書に書かれている物を持って障がい福祉課へ行きます。
- ④ 大阪府障がい者自立相談支援センターへ行って、面接や検査を受けます。
- ⑤ 新しい手帳が発行された通知が家に届いたら印鑑を持って障がい福祉課に取りにいきます。

【後見支援制度について】

知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（以下「本人」といいます）を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人に、預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力が十分でない場合には、そのような行為はできませんし、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うために援助する人が必要になってきます。

このように、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が援助者（成年後見人など）を選び、この援助者がこういったケースに対応するため活動する制度を後見支援制度といいます。

福祉サービス利用や進路、手帳に関する相談の窓口

【福祉事務所（市町村障がい福祉担当課）】

医療を受けたいとき、手帳等の申請を行いたいとき、義肢や車いすなどの補装具が必要
なとき、施設を利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っている等、障がい者の様々
な相談に応じています。

茨木市障害福祉課	〒567-0888	茨木市駅前 3-8-13	(072)620-1636
高槻市障がい福祉課	〒569-0067	高槻市桃園町 2-1	(072)674-7164
摂津市障害福祉課	〒566-0022	摂津市三島 1-1-1	(06)6383-1374
島本町福祉推進課	〒618-0022	島本町桜井 2-1-1	(075)962-7460

療育手帳の発行・更新（18歳未満）のための判定場所です

【子ども家庭センター】

身体障がい児、知的障がい児についての専門的、総合的な判定（とくに療育手帳の判定業
務）を行うとともに、相談や障がい児施設利用の手続き等を行っています。

大阪府吹田子ども家庭センター 〒564-0072 吹田市出口町 19-3 (06)6389-
3526

【大阪府障がい者自立相談支援センター】

18歳以上の方の障がい特性に応じた総合的な相談支援を行っているとともに、障がい者
手帳の発行や更新業務などを行っています。

〒558-0001 大阪府住吉区大領 3-2-36

◇**地域支援課**：障がい者の地域生活への移行を推進するため、個別支援計画の作成支援や相
談支援従事者研修等の人材育成を通じて、地域生活を支援しています。(06-6692-5261)

◇**身体障がい者支援課**：身体障がい者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定および専
門的相談・指導（身体障がい者更生相談所業務）等を実施しています。また、高次脳機能
障がいについての相談に応じています。(06-6692-5262)

◇**知的障がい者支援課**：知的障がいの判定（18歳以上の療育手帳発行や更新の場合）およ
び専門的相談・指導（知的障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、知的障がいを
伴う発達障がいのある方々への支援を実施しています。(06-6692-5263)

高等部3年生では進路相談や手帳の発行や更新のための判定を受けています。卒業後
の療育手帳の更新のための判定や相談もこちらで行います。ほとんどの手続きは各市
町村の障がい福祉課を通じて行うことになります。

【保健所・保健センター】

身体障がい児や慢性疾患児、精神障がい者およびその家族への支援を行います。

茨木保健所	〒567-8585 茨木市大住町 8-1	(072)624-4668
高槻市保健所	〒569-0052 高槻市城東町 5-7	(072)661-9333
吹田保健所	〒564-0072 吹田市出口町 19-3	(06)6339-2225

【相談支援事業】

精 精神障がい対象、知 知的障がい対象、肢 肢体不自由対象です。

記載のない事業所は全てに対応しています。

<茨木市>

◎基幹相談支援センター

茨木市障害者基幹相談支援センター（茨木市役所障害福祉課） 茨木市駅前 3-8-13
(072) 620-1636

茨木市では、お住まいの地域ごとに様々な相談に対応する窓口となる相談支援専門員が配置されています。窓口となる相談支援事業所は、小学校区ごとに分かれています。

障害者相談支援事業委託先	住所	電話番号	担当小学区
相談事業所ゆうあい	大字安元 27 番地	649-3320	清溪・忍頂寺・山手台
相談支援センターあい・あい	安威 2 丁目 4-1	640-5336	安威・福井・耳原
相談支援事業所あゆみ	豊川 3 丁目 9-16	643-7775	豊川・郡山・彩都
相談支援センター藍野療育園	高田町 2-23	646-8484	太田・西河原
相談支援センターひまわり	庄 2 丁目 6-23	626-3310	三島・庄栄・東・白川
相談支援センターりあん	下中条町 4-5 丁目・フレール 102	621-3001	春日・郡山・畑田・沢池・西
慶徳会障がい者相談支援センター	清水 1 丁目 28-15	646-7199	春日丘・穂積・玉島・葦原
いばらき自立支援センターほぼんがぼん	駅前 1 丁目 4-14 エステート茨木駅前 3 階	623-9210	茨木・中条・大池・中津
相談支援センターリーベ	玉櫛 2 丁目 5-8	632-0906	玉櫛・水尾・天王・東奈良

◎特定相談支援事業

◆【児童】

茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園 茨木市西穂積町 8-11 (072)626-0105

◆【児童・成人】

ほくせつ 24	茨木市中津町 3-26	(072)638-1466
相談支援センターてん	茨木市大字泉原 76	(072)649-4800
タクト相談支援センター	茨木市大手町 11-8-101	(072)665-8649

ブラウンハウス穂積	茨木市松ヶ本町 6-37-113	(072)697-8562
相談支援 ever smile	茨木市中穂積 1-7-40-101	(080)5772-6848
相談支援センターあゆ	茨木市鮎川 3-1-5	(072)57-0237
みきケア相談支援センター	茨木市玉櫛 2-27-8-105	(072)665-7977

<高槻市>

◎基幹相談支援センター

高槻市障がい者基幹相談支援センター（高槻市役所福祉相談支援課）高槻市桃園町 2-1
(072) 674-7171

◎委託相談支援事業（+特定相談支援事業）

◆【児童・成人】

地域生活相談所ライラック	高槻市津之江町 2-24-12 2階	(072)676-5513
相談支援センタースキップ	高槻市高槻町 4-17	(072)668-4620

◆【児童】

相談支援チェリー・ハート	高槻市芝生町 1-23-1	(072)679-1760
こども相談支援センターwish	高槻市城北町 1-6-8 2階	(072)605-1140
聖ヨハネ子どもセンター	高槻市南芥川町 4-26 2階	(072)669-7416

◆【成人】

生活支援センターあんだんて	高槻市郡家本町 5-2	(072)681-4755
相談支援センターわかくさ	高槻市大字唐崎 1277	(072)679-3043
地域生活支援センターらいと	高槻市真上町 2-3-23	(072)686-5833
高槻地域生活支援センターオアシス	高槻市松川町 25-5	(072)662-8130
西部地域活動支援センターステップ	高槻市富田町 5-17-5	(072)694-9898
聖ヨハネ障がい者相談支援事業	高槻市城内町 1-11	(072)672-0267

◎特定相談支援事業

◆【児童】

こども相談事業らくがき	高槻市郡家本町 14-5	(072)686-1133
高槻市立療育園	高槻市郡家本町 5-3	(072)681-6420
高槻市立うの花療育園	高槻市郡家本町 5-5	(072)685-3875
相談支援事業所おれんじ	高槻市大畑町 5-4	(072)655-5878
相談支援事業所すずらん	高槻市栄町 4-15-1-205	(072)668-4526
ソレイユ相談支援センターひまわり	高槻市出丸町 4-36-217	(072)648-4775
相談支援室おひさま+	高槻市高垣町 50-24	(072)658-9013
相談支援センターあじさい	高槻市宮田町 2-34-5	(072)695-2300

◆【成人】

精スピカ	高槻市松川町 25-5	(072)662-8121
相談支援事業所おれんじ	高槻市大畑町 5-4	(072)655-5878

自立センター前穂	高槻市日吉台 1-21-18	(072)689-8600
相談支援センターここのわ	高槻市芥川町 1-15-23-411/412	(072)685-7013
GIFT-WEST	高槻市下田部町 1-13-3	(072)668-1066
相談支援センターあじさい	高槻市宮田町 2-34-5	(072)695-2300
相談支援事業所こころみ	高槻市川添 2-24-17	(072)697-1505
相談支援室おひさま+	高槻市高垣町 50-24	(072)658-9013
相談支援センターつきの木	高槻市川添 2-16-12	(072)668-2068
相談支援事業所すずらん	高槻栄町 4-15-1-205	(072)668-4526
ソレイユ相談支援センターひまわり	高槻市出丸町 4-36-217	(072)648-4775

<島本町>

◎基幹相談支援センター

島本町障害者基幹相談支援センター 島本町桜井 2-1-1 (075)962-7460

◎委託相談支援事業

◆【児童・成人】

障害児(者)相談支援センター「ういっしゅ」	島本町桜井 3-4-2	(075)925-5513
精 高槻地域生活支援センター「オアシス」	高槻市松川町 25-5	(072)662-8130
知 生活支援センターあんだんて	高槻市郡家本町 5-2	(072)681-4755
身 知 地域生活支援センターらいと	高槻市真上町 2-3-23	(072)686-5833
身 知 相談支援センタースキップ	高槻市高槻町 4-17	(072)668-4620

◎特定相談支援事業

◆【児童・成人】

作業所わくわく	島本町若山台 1-793-4	(075)961-6095
福祉事業所すばる	島本町江川 2-2-2	(075)961-1691

<摂津市>

◎基幹相談支援センター

摂津市障害者総合相談支援センター ウィング 摂津市学園町 2-9-28
(072)665-7607

◎委託相談支援事業

◆【成人】

摂津障害者生活支援センターはあねす 摂津市千里丘東 5 丁目 1 2 番 6-3 号
(06)6369-7890

あしすと 摂津市三島 3-1-29 (06)6383-5246

◆【児童】

摂津市立つくし園	摂津市鳥飼下 2-1-4	(072)654-9200
ココリス	摂津市一津屋 1-35-22	(06)4862-5922

就労に関する相談窓口や訓練校

【ハローワーク（公共職業安定所：専門援助部門）】

就職を希望する人に対して仕事に関する相談や職業紹介業務を行っています。

- ・ハローワーク茨木 〒567-0885 茨木市東中条町 1-12 (072)623-2551
- ・ハローワーク淀川 〒532-0024 大阪市淀川区十三本町 3-4-11 (06)6302-4771

【障害者就業・生活支援センター】

職業生活における自立を図るため、継続的に支援を必要とする障がい者に対して、地域の福祉関係機関と雇用関係機関との連携をとりつつ、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行います。

茨木・摂津障害者就業・生活支援センター

〒566-0033 摂津市学園町 2-9-28 (072)665-7671

高槻市障がい者就業・生活支援センター

〒569-0071 高槻市高槻町 4-17 (072)668-4510

すいた障がい者就業・生活支援センター

〒564-0031 吹田市元町 19-15 (06)6317-3749

【障害者職業センター】

就職のための相談や職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる支援等を行っています。

大阪障害者職業センター

〒590-0137 大阪府中央区久太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル 3・4F
(06)6261-7005

【障がい者職業能力開発校】

身（身体障がいのコース） 知（知的障がいのコース） 精（精神障がいのコース）

<大阪府>

大阪障害者職業能力開発校 身 知 精

〒590-0137 堺市南區城山台 5-1-3 (072)296-8311

摂津市障害者職業能力開発センター 身 知

〒566-0062 摂津市烏飼上 5-2-8 (072)653-1212

大阪市職業リハビリテーションセンター 身 知 精

〒547-0026 大阪市平野区喜連西 6-2-55 (06)6704-7201

大阪市職業指導センター 知

〒559-0023 大阪市住之江区泉 1-1-110 (06)6685-9075

大阪INA職業支援センター 知

〒562-0015 箕面市稲 6-15-26 (072)729-7021

<近隣府県>

兵庫障害者職業能力開発校 身 知

〒664-0845 兵庫県伊丹市有岡 4-8 (072)782-3210

京都府立京都障害者高等技術専門校 身 知 精

〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町 121-3 (075)642-1510

京都府立城陽障害者高等技術専門校 知

〒610-0113 城陽市中芦原 59 (0774)54-3600

障がい者手帳について

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能及び HIV感染による免疫機能に障がいのある人に交付されます。手帳には、障がいの程度により 1 級から 6 級までの区分があります。

この手帳を取得することにより、障がいの種類や程度に応じた福祉サービスを利用できるようになります。

- (1) おすまいの福祉事務所または市役所・町役場障害福祉担当課に手帳申請のための相談に行きます
 - (2) 申請に必要な書類（交付申請書・診断書用紙）を受け取ります
 - (3) 指定医師の診察を受けます
 - (4) 指定医師から診断書を受け取ります
 - (5) おすまいの福祉事務所または市役所・町役場障害福祉担当課に申請します
 - (6) 書類が大阪府に進達されます（政令市・中核市はそれぞれの市で手帳の交付事務を行います）
 - (7) 大阪府で手帳の交付が決定され、おすまいの福祉事務所または市役所・町役場障害福祉担当課に手帳が送付されます
 - (8) おすまいの福祉事務所または市役所・町役場障害福祉担当課に手帳を受け取りに行きます
- （注）基準に該当しないため、手帳が交付されない場合もあります。

【療育手帳】

知的障がいのある人への一貫した相談・支援を行うとともに、様々なサービスを受けやすくするため、昭和48年に定められた制度です。

この手帳は知的障害者更生相談所（18歳以上の人を対象、大阪府では障がい者自立相談支援センター知的障がい者支援課）または児童相談所（18歳未満の人を対象、大阪府では子ども家庭センター）において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）が交付します。

手帳には障がいの程度が記載されます。大阪府では重度、中度、軽度に区分しており、それぞれ「A」（重度）、「B1」（中度）、「B2」（軽度）と表記しています。

障がいの程度は変わることがあるため、次の判定年月を設定し、その時期がくれば、更新の手続きをとっていただくことになっています。

次の判定年月までの期間は、状況によって違いますが、概ね5年です。

※この他にも精神障害者保健福祉手帳があります。

地域の事業所に

関するページ

	【茨木市】		【高槻市】
1	茨木市立障害者就労支援センター かしの木園	41	リールスライフ高槻
2	茨木市立障害者生活支援センター ともしび園	42	サニースポット
3	茨木市立障害福祉センター ハートフル	43	ワークスポット
4	とんぼ作業所	44	地域生活支援センター光
5	いばらき自立支援センター「どかどか」	45	ナースキャップ WILL 高槻
6	いばらき自立支援センター「ぼかぼか」	46	支援センターはな
7	Work Style あゆむみらいへ	47	就労支援センターフォルツァ
8	あゆむ	48	ピースフリー高槻
9	ネクストあゆむ	49	ジョブサイトひむろ
10	あい・あい塾	50	やまと茶房
11	地域生活総合センター あい	51	共働舎 花の会
12	生活介護事業所あいの	52	はなみずき
13	ドリームケアデイセンター	53	わかくさ障害者作業所
14	障がい者サポートセンター しみず	54	わかくさ南障害者作業所
15	リールぷらす	55	ひむろ作業所
16	西河原コミュニティキャンパス	56	ぶれいす Be
17	橋の内コミュニティキャンパス	57	COCO はうす・ひまわり
18	リールスライフ茨木玉島台		【摂津市】
19	出藍荘	58	摂津市立ひびきはばたき園
20	穂積園	59	みきの路
21	ゆうあいさろん せせらぎ	60	リールぼると
22	MOANA	61	ココリス
23	7 style	62	バクのパン屋さん
24	HIKARIS 茨木事業所	63	つなぐの木
25	ワークステージ	64	遊育園
26	アポロ生活支援事業所	65	摂津コミュキャン
27	エンジョイ・ラボ		【大阪市・吹田市・箕面市・島本町】
28	就労継続支援 B 型事業所ベアーズ	66	Link
29	あおぞらワーキングテラス	67	ワークセンター千里
30	就労支援センター オンワーク	68	デイサービス 一心・たけうま
31	トライステップ茨木	69	明光ワークス
32	ほまれの家	70	フレンドカラー
33	ナースキャップ WILL 茨木	71	レモンテラス
34	ジョイフラット	72	キャンパスオリーブ
35	ナーチャーハーツ	73	リールスライフ井高野
36	ちいきひろば さん	74	リールスライフ彩都
37	アトリエコントン		
38	福祉ネイルスペース Petal		
39	ハートフェルト・フローラル・プロジェクト茨木		
40	茨木療護園 シエル		